

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北廻11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

あなたの声を政治に正しく反映するために

衆議院議員総選挙

10月28日に公示・11月9日に投票



選挙事務従事者による開票の様子

解散による衆議院議員総選挙は、本日10月28日に公示され、投票日は、11月9日(日)です。
この選挙は、前回の衆議院議員総選挙と同様の小選挙区比例代表並立制による選挙で、定数は小選挙区選出議員300人(兵庫5区は1人)、比例代表選出議員180人(近畿地方での比例代表選出議員定数は29人)の合計480人となっています。
また、この選挙は、私たちの暮らしやあなたの意見を国政に反映させるための議員を選ぶ大切な選挙です。各候補者の経歴や抱負などを記載した選挙公報をよく確認し、みんな揃って投票しましょう。

投票のできる人

本町で投票できる人は、昭和58年11月10日(含む)までに生まれた人で、平成15年7月27日以前から引き続き本町の住民基本台帳に登録されている人です。
また、平成15年7月28日以降に他の市町村から住所変更された人は、前住所地で投票することになります。ただし、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票の方法

投票用紙は、小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3枚です。誤って記入した場合は、無効となる可能性がありますので注意ください。

小選挙区選挙 投票用紙
桃色・候補者名を記入
比例代表選挙 投票用紙
白色・政党の名称を記入
(候補者名を書くこと無効となります)

最高裁判所裁判官国民審査
オレンジ色・やめさせたほうがよいと思う裁判官はそ

の名前の上の欄に×印を記入(やめさせなくてもよいと思う裁判官は何も書かないこと)

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者数と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します。(裏面の地図一覽表のとおり)
また、投票入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは不在者投票時にご持参ください。

なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。
投票日までに投票入場券がお手元に届かないときは、お問い合わせください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。選挙公報が11月5日までに届かないときは、ご連絡ください。

また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、社会福祉会館、図書館、文化体育館、ゆうあいセンターにも備えていますのでご利用ください。

不在者投票

投票日当日、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行

くことができず、投票所、不在者投票の制度があります。不在者投票期間は、10月28日(火)から11月8日(土)まで、投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。

なお、不在者投票には、入場券をご持参ください。(到着の場合のみ)印鑑は不要です。不在者投票所は、役場と日生住民センターの2箇所に開設します。ただし、日生住民センターは11月5日(水)から開設します。また、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票期間は、11月2日(日)から同8日(土)までです。

郵便による不在者投票

この投票ができる人は、身体に重度の障害がある人で、郵便投票証明書の交付を受けている人です。「郵便投票証明書」の交付を受けている人には、投票用紙等請求書を郵送しますので、11月5日までに投票用紙の請求をしてください。

病院での不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院(老人ホーム含む)に入院されている人について、不在者投票制度がありますので、病院にお問い合わせください。

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入で

きない人には、投票所、不在者投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

開票

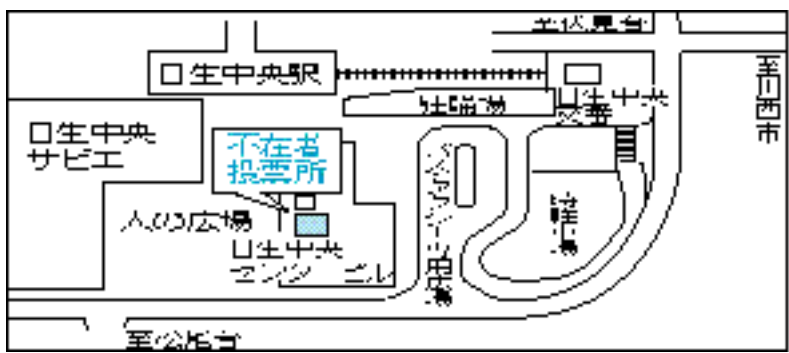
開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内及び本町インターネットホームページで発表します。(ホームページアドレスは、広報紙上部に記載)

問合せ
町選挙管理委員会事務局(総務課内)
766・8708

不在者投票所の開設

| 投票所 | 開設期間 | 時間 |
|---------------------------|----------------------------------|--------------|
| 役場1階会議室 | 10月28日(火)～11月8日(土) (土・日・祝日含む) | 午前8時30分～午後8時 |
| 日生住民センター会議室(日生中央センタービル2階) | 11月5日(水)～8日(土) (土曜日含む) | |

日生住民センター案内図



平成15年12月1日から施行

期日前投票制度

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなります。

- 期日前投票制度のあらまし -

対象となる投票
名簿登録地の市町で行う投票
投票期間
選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで
投票を行うことができる者
現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者